

『日本における湿地の文化 33 選』の制作と今後の発展方向～湿地の文化と技術のインベントリー作成 (3)

安藤元一 (東京農業大学)、小林光 (自然環境研究センター)、* 笹川孝一 (法政大学)

佐々木美貴 (日本国際湿地保全連合)、辻井達一 (同)、名執芳博 (同)

1. 『湿地の文化 33 選』制作の目的

本学会第 1 回、第 2 回大会で報告したように、日本国際湿地保全連合のプロジェクト「湿地の文化と技術の目録作成」は、①ラムサール条約事務局「文化ワーキンググループ」編集の『Culture and Wetland』の翻訳と解説、②『湿地の文化と技術のインベントリー試作版』の第 1 集および第 2 集を刊行した。第 2 集には、条約湿地関係市町村や環境省の担当課責任者、NGO などの専門家による「保全・活用計画」の策定・実施 (条約第 3 条) の現状についての会議記録も収録。

これらを通じて、①関係各自治体、NGO によって、保全・再生、ワイズユース、CEPA が多彩に取組まれ、②その中で「保全・活用計画」が構想、検討、策定、実施、見直されて、③それが地域づくりと結びついているときに成功しており、④「生物多様性地域戦略」とも結びつき始めていることが、あきらかになった。また、実際には多様に取組まれながらも、全国レベルでの交流や各地域での取り組みの整理も十分でないことも明らかとなった。

そこで、文字を中心とした「インベントリー」の「個票」の収集分類と並んで、よりビジュアルでわかりやすい冊子が必要だという声が寄せられ、200 前後集めた「湿地の文化」の事例をコンパクトに編集し普及することを決めた。

2. 『33 選』の内容と構成

33 選の構成は、1) はじめに、2) 目次、3) ラムサール条約における「湿地」の概念・分類とこの冊子における「湿地の文化」のコンセプト、4) 本文、5) 終わりに、である。

このうち、3) では、条約における湿地の範囲が広く、水田や地熱性湿地 (温泉など) のように多様な湿地タイプを含むものであることと、『「湿地の文化」= 「保全・再生の文化」+ 「ワイズユースの文化」+ 「CEPA の文化」』などを述べている。

4) は、上記の三つの文化に従い、「佐潟の潟普請～湿地の浚渫・清掃～」「秋吉台の野焼き～動植物の保全と個体数調整～」「琵琶湖の鮒ずし～郷土料理・食品加工～」「折鶴～意匠～」「大歩危川の鯉のぼり～産育習俗・神事～」「ふるさと絵屏風～地域における教材作り～」「日本湿地学会～研究と人材育成～」「慶良間のエコツーリズム条例～計画づくりとその実施～」などを含む。各項目に「類似の文化と技術」を配したので事例数は 160 以上に上る。

5) は、①湿地の文化が地域の人々の暮らしの中にあり、これは、多雨で自然と一体化した生活が定着している東アジア的特徴とも考えられ、「culture」と「文化」という用語の異同に反映していること、②ほとんどの取り組みで「保全・再生の文化」「ワイズユース…」「CEPA…」の結びつきが見られること、③「自分たちのところでも作りたい」という声などを記している。

3. 『33 選』の活用と発展方向

『33 選』は今年度中に日本語版・英語版が刊行される。制作途上のサンプル等を使って、北海道、山形、宮城、新潟、石川、滋賀、鹿児島、沖縄などでワークショップを行い、ローカル版の『〇〇選』を作る。コタキナバルでの『アジア湿地シンポジウム』においても複数の国から東アジア版を作りたいという声が寄せられた。①日本版の充実、ローカル版と東アジア版の新規作成、②それを使った市町村、道府県・国内地域ブロック、日本全国、アジア地域、世界の各レベルでの研修会ワークショップが、今後の発展方向である。